

更新登録申請団体の概要 (No 1)

資料 3

	項 目	法 令 基 準	N P O あ つ た ラ イ フ サ ポ ー ト の 会 の 概 要		現在 (H 2 9 ~ R 2) の 登 録 時 と の 変 更 点	法令根拠
			申 請 等 状 況	詳 細 説 明		
1	運送の主体 (事業主体)	- 事業主体として登録を受けることができる者 ○ 特定非営利活動法人 (N P O 法 人) ○ 市町村 ○ 一般社団法人・一般財団法人 ○ 認可地縁団体 ○ 農業協同組合 ○ 消費生活協同組合 ○ 医療法人 ○ 社会福祉法人 ○ 商工会議所 ○ 商工会	特定非営利活動法人 あつたライフサポートの会	平成21年9月16日法人格取得	変更なし	○ 法第78条第2号 ○ 施行規則第48条
2	運送の区域	過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域その他これに類する地域で、運送の発地又は着地のいずれかが当該地域にあること	石狩市厚田区内に限定	【運送区域】 「利用者の居宅」～「最寄のバス停留所」又は「最寄の集会施設及び高齢者福祉施設」	変更なし	○ 施行規則第49条第2号 ○ 施行規則第51条の4
3	使用車両	事業主体が使用する自動車について使用権原を有すること <使用権原を証する書類> 自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と事業主体との間で契約書又は使用承諾書を締結していること	個人の持込み自動車	車両使用の承諾を受けた 小型自動車等 17台	変更なし	○ 施行規則第51条の3第6号 ○ 公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について (通 知) 2 の (3) の
4	旅客の範囲 (対象者)	運送の区域内の住民、その親族その他日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であらかじめ事業主体の団体に名簿登録している者及びその同伴者	あつたライフサポートの会員として登録された厚田区民	会員として登録されたもの (2 9 名)	登録者数「33名」から「29名」に変更	○ 施行規則第49条第2号
5	運転者要件	- 次のいずれかに掲げる要件を満たしていること - 第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者 第一種運転免許を受けており、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者	及び の要件に該当	～運転免許証で確認 (1 名) ～運転免許証及び運転資格証明書で確認。 (1 7 名) 上記18名の内7名は国土交通大臣が認定する講習 (R 3 . 2 . 2 3 受講) 修了予定者	運転者「17名」から「18名」に変更	○ 施行規則第51条の3第7号 ○ 施行規則第51条の16
6	運行管理等	- 運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない 5両以上の車両の運行を管理する事務所の場合は、事務所毎に次のいずれかの要件を備える運行管理責任者を選任しなければならない - 運行管理者資格者証を有するもの - 運行管理者試験の受験資格を有する者 安全運転管理者の要件を備える者	に該当する運行管理責任者を選任	・申請書類様式第6号のとおり ・厚田地区・望来地区・聚富地区の3地区に運行管理責任者を選任配置。各地区の管理責任者は、R1.5.22開催の安全運転管理者等講習を受講済 R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未開催	変更なし	○ 施行規則第51条の3第9号 ○ 施行規則第51条の9第3号 ○ 施行規則第51条の17
		- 運行管理責任者の業務 - 要件を備えないものに自動車を運転させないこと - 死者又は重傷者が生じた事故を引き起こした運転者に適性診断を受けさせること - 運転者に対し原則対面により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができない恐れの有無を確認し、必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し1年間保存すること ○ 運転者に対し乗務記録を作成させ、記録を1年間保存すること ○ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと	・運行管理体制の整備	・申請書類様式第6号のとおり ・安全運行確認表を活用し対面点呼にて確認 ・乗務記録 (伝 達 メ モ) 、運転者台帳整備済	変更なし	○ 施行規則第51条の17 ○ 施行規則第51条の18 ○ 施行規則第51条の19 ○ 公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について (通 知) 3 の (3)

更新登録申請団体の概要 (No 2)

	項 目	法 令 基 準	N P Oあつたライフサポートの会の概要		現在 (H27 ～ H29) の登録時との変更点	法令根拠																																																						
			申 請 等 状 況	詳 細 説 明																																																								
6	運行管理等	● 運転者証（写真貼付）を作成し旅客に表示又は車内に掲示 ○ 作成番号及び作成年月日 ○ 運送者の名称 ○ 運転者の氏名 ○ 運転免許証の有効期限 ○ 運転者の要件に係る事項（国土交通大臣の認定講習終了証）	・ 運転者証の整備	整備済	変更なし	○ 施行規則第51条の19																																																						
		● 車両表示事項等（車両の両側面） ○ 運送者の名称 ○ 「有償運送車両」の文字 ○ 登録番号 ○ 横書きで文字の大きさは5cm以上 ○ 過疎地有償運送の登録証の写しを車内に備え置くこと	・ 車両表示事項等ステッカーの整備	整備済	変更なし	○ 施行規則第51条の23																																																						
		● 旅客の名簿を事務所に備えて置くこと ○ 氏名 ○ 住所 ○ その他必要な事項	・ 旅客の名簿の整備	整備済	変更なし	○ 施行規則第51条の25																																																						
7	整備管理	● 点検及び整備の適切な実施を確保するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない	・ 整備管理責任者選任 ・ 整備管理体制を整備	・ 申請書類様式第6号のとおり ・ 安全運行確認表の項目に従い点検を実施	変更なし	○ 施行規則第51条の3第10号 ○ 施行規則第51条の9第4号 ○ 施行規則第51条の20																																																						
8	事故の対応等	● 事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない ● 事故が発生した場合は、事故の記録を作成し2年間保存すること ● 運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための任意保険（対人8,000万円以上、対物200万円以上）の加入を講じなければならない	・ 事故対応責任者選任 ・ 任意保険加入	■ 事故対応～事故対応連絡体制マニュアルのとおり ■ 保険加入条件～全運転者対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険加入	変更なし	○ 施行規則第51条の21 ○ 施行規則第51条の22 ○ 損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示																																																						
9	苦情処理体制	● 苦情処理の体制を整備し、苦情の申出があった場合には苦情処理の内容等を記録し、その記録を整理して1年間保存しなければならない	・ 苦情処理責任者選任 ・ 苦情処理体制整備	・ 申請書類 様式第6号のとおり ・ 苦情処理簿にて対応	変更なし	○ 施行規則第51条の26																																																						
10	収受する対価	対価の基準は次のとおり ● 実費の範囲内であること ● 合理的な方法に定められて利用者にとって明確であること ● その地域におけるタクシー事業者の運賃等を勘案し、営利とは認められない範囲の対価で、過疎地有償運送運営協議会において協議が調っていること <対価の範囲> 運送の対価 運送の対価以外の対価 運送の対価～距離制、時間制、定額制から選択し、 当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1／2の範囲内であること 運送の対価以外の対価～迎車回送料金と待機料金などがあるが、実費の範囲内で、その基準を明確とすること	過疎地有償運送事業 料金表 <table><tr><th>運送キロ数</th><th>料 金</th><th>1/2 タクシー料金</th></tr><tr><td>1 Kmまで</td><td>250 円</td><td>275 円</td></tr><tr><td>2 Kmまで</td><td>300 円</td><td>355 円</td></tr><tr><td>3 Kmまで</td><td>450 円</td><td>515 円</td></tr><tr><td>4 Kmまで</td><td>550 円</td><td>635 円</td></tr><tr><td>5 Kmまで</td><td>650 円</td><td>755 円</td></tr><tr><td>6 Kmまで</td><td>700 円</td><td>875 円</td></tr><tr><td>7 Kmまで</td><td>750 円</td><td>1,035 円</td></tr><tr><td>8 Kmまで</td><td>800 円</td><td>1,155 円</td></tr><tr><td>9 Kmまで</td><td>850 円</td><td>1,275 円</td></tr><tr><td>10 Kmまで</td><td>900 円</td><td>1,395 円</td></tr><tr><td>11 Kmまで</td><td>950 円</td><td>1,515 円</td></tr><tr><td>12 Kmまで</td><td>1,000 円</td><td>1,675 円</td></tr><tr><td>13 Kmまで</td><td>1,050 円</td><td>1,795 円</td></tr><tr><td>14 Kmまで</td><td>1,100 円</td><td>1,915 円</td></tr><tr><td>15 Kmまで</td><td>1,100 円</td><td>2,035 円</td></tr><tr><td>16 Kmまで</td><td>1,200 円</td><td>2,195 円</td></tr><tr><td>17 Kmまで</td><td>1,200 円</td><td>2,315 円</td></tr></table>	運送キロ数	料 金	1/2 タクシー料金	1 Kmまで	250 円	275 円	2 Kmまで	300 円	355 円	3 Kmまで	450 円	515 円	4 Kmまで	550 円	635 円	5 Kmまで	650 円	755 円	6 Kmまで	700 円	875 円	7 Kmまで	750 円	1,035 円	8 Kmまで	800 円	1,155 円	9 Kmまで	850 円	1,275 円	10 Kmまで	900 円	1,395 円	11 Kmまで	950 円	1,515 円	12 Kmまで	1,000 円	1,675 円	13 Kmまで	1,050 円	1,795 円	14 Kmまで	1,100 円	1,915 円	15 Kmまで	1,100 円	2,035 円	16 Kmまで	1,200 円	2,195 円	17 Kmまで	1,200 円	2,315 円	・ 算出基準は距離制で1キロ単位 ・ 料金の内訳は燃料代・人件費の実費 ・ 厚田地区タクシー料金の半額を上限 ・ 運送の対価以外の対価は徴収しない	変更なし	○ 第79条の8 ○ 施行規則第51条の15 ○ 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて（通知）
運送キロ数	料 金	1/2 タクシー料金																																																										
1 Kmまで	250 円	275 円																																																										
2 Kmまで	300 円	355 円																																																										
3 Kmまで	450 円	515 円																																																										
4 Kmまで	550 円	635 円																																																										
5 Kmまで	650 円	755 円																																																										
6 Kmまで	700 円	875 円																																																										
7 Kmまで	750 円	1,035 円																																																										
8 Kmまで	800 円	1,155 円																																																										
9 Kmまで	850 円	1,275 円																																																										
10 Kmまで	900 円	1,395 円																																																										
11 Kmまで	950 円	1,515 円																																																										
12 Kmまで	1,000 円	1,675 円																																																										
13 Kmまで	1,050 円	1,795 円																																																										
14 Kmまで	1,100 円	1,915 円																																																										
15 Kmまで	1,100 円	2,035 円																																																										
16 Kmまで	1,200 円	2,195 円																																																										
17 Kmまで	1,200 円	2,315 円																																																										